

施設基準により院内掲示する手術の件数

(医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術)

〈症例数は令和6年1月1日～12月31日の1年間に当院で実施した当該手術の実績数値〉

手術の区分・項目等	手術件数
・区分1に分類される手術	
ア. 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ. 黄斑下手術等	0
ウ. 鼓室形成手術等	0
エ. 肺悪性腫瘍手術等	0
オ. 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
・区分2に分類される手術	
ア. 鞣帯断裂形成手術等	0
イ. 水頭症手術等	0
ウ. 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ. 尿道形成手術等	0
オ. 角膜移植術	0
カ. 肝切除術等	0
キ. 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
・区分3に分類される手術	
ア. 上顎骨形成術等	0
イ. 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ. バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ. 母指化手術等	0
オ. 内反足手術等	0
カ. 食道切除再建術等	0
キ. 同種死体腎移植術等	0
・区分4に分類される手術	
ア. 腹腔鏡下、胸腔鏡下による手術	0
・その他の区分に分類される手術	
ア. 人工関節置換術	0
イ. 乳児外科施設基準対象手術	0
ウ. ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	7
エ. 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0
オ. 経皮的冠動脈形成術・経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	11